

## 1 事務所の位置の基本的考え方について

新設合併の場合には、すべての合併関係市町の法人格が消滅するため、合併後の新市の事務所の位置を条例で定める必要がある。

事務所の位置を決めるに当たっては、次の点に留意する必要がある。

- 住民の利用に最も便利であるように交通事情、他の官公署との関係など
- 現市役所・町役場、支所の取り扱い
- 新たな庁舎を建設する場合並びに現庁舎を改築する場合の建設費及びその財源

「事務所の位置」と「事務組織及び機構の取扱い」については相互に関連するため、本庁、出先機関の組織・機構、窓口業務などのあり方も考慮しながら検討を行う必要がある。

### 参考

#### 地方自治法（昭和22年法律第67号）

〔事務所の設置又は変更〕

- 第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。
- 2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。
- 3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

新設合併の場合で、合併前の協議に従って1市2町の庁舎のひとつを新市の事務所とする場合は、合併の日から新市の議会が成立又は開催されるまでの間は、新市の市長職務執行者（地方自治法施行令第1条の2）は、従来その地域に施行されてきた条例を引き続き施行することにより（地方自治法施行令第3条）暫定的に新市の事務所とし、新しい議会が成立又は開催された後、正式に事務所の位置を定める条例を提案することが適当であると思われる。

ただし、合併協議に従って新市の事務所を、既存の1市2町の事務所とはまったく別の場所に設ける場合は、その位置を事務所として定めた条例が存在しないため、新事務所の位置を定める条例を専決処分し、即日施行するしか方法がないと思われます。

〔支庁・地方事務所等の設置〕

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

- 2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。
- 3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

庁舎の方式について（検討事項：今後、庁舎の活用は、組織機構の整備方針並びに本庁業務と支所業務の整理方針に基づき庁舎を活用していく。）  
 （基本的には、本庁方式とするが、支所については、従来の住民サービスを極力低下させないよう整備する。）

方式	概要	メリット	デメリット
本庁方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁舎に組織機構・機能を集約する。</li> <li>・残りの庁舎は、窓口的な機能のみを持たせた支所又は出張所とする。</li> <li>・（本庁舎は、管理部門と一部行政機能（支所を統合する事務）を中心に集約。）</li> <li>・（支所は、一部行政機能を残し、幅広い住民サービスと窓口業務を提供）</li> </ul> <p>支所の機能の持たせ方によって、大きく変わる。支所に置く課等に一定の決裁権限をもたせるほど総合支所方式に近くなる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市役所 支所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務の効率化を図ることができる。（大規模異動となる。）</li> <li>・住民に新市誕生の印象を与えやすい。</li> <li>・維持管理経費の節減が図りやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁で執務する職員が増加し、既存施設の容量では対応できないため、大幅な増築又は新庁舎の建設が必要となり、多額の費用を要する。</li> <li>・周辺地域との距離が遠くなる。</li> </ul>
分庁方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1市2町の組織機構・機能を、業務部門により複数の庁舎に振り分ける。</li> <li>・総務・企画部門（市役所）福祉・環境部門（役場）産業・建設部門（役場）教育部門（役場）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市役所 分庁舎</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存施設を利用するために、本庁方式のように多額の費用を要しない。</li> <li>・住民からは、合併の印象が分かりにくい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務部門により庁舎が異なることとなり、住民が戸惑いやすく、住民サービスの低下が懸念される。</li> <li>・管理部門も分散するため、事務執行上は非効率的である。</li> <li>・職員間の融和、意思疎通を欠く恐れがある。</li> </ul>
総合支所方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理部門や議会・行政委員会を除き、現在の1市2町の庁舎における組織機構・機能をそのまま残す。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市役所 総合支所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民や職員にとって最も現状に近く、住民サービスの提供に対する影響も最小限ですむ。また、合併後の違和感が少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員数が現在と同数程度必要となり、事務の効率化が図りにくく、合併による効果が期待できない。</li> <li>・管理部門との連携のため情報化等を進める必要がある。</li> <li>・新市の誕生や新市の一体感などの意識の醸成がされにくい。</li> </ul>